

# 社会福祉 あきた

NO.  
**340**  
2017.2.28



【写真】

秋田の小正月行事  
「川を渡る梵天」(大仙市)  
【写真：秋田県写真協会 後藤貞介氏】

特集

P2 **地域における  
権利擁護体制の構築に向けて  
～三種町社会福祉協議会の実践～**

- P5 研修センター 研修受付方法が変わります
- P6 台風10号にかかる支援活動報告
- P7 聴覚者障害の情報拠点運営開始
- P8 皆様の善意
- P10 職場紹介リレー
- P12 シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法 人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

## 地域における権利擁護体制の構築に向けて

### ―三種町社会福祉協議会の実践―

法人後見に取り組む社協が全国的にも増加する中、県内では湯沢市社協や鹿角市社協に次いで3例目、町村では初となる三種町社会福祉協議会（以下、「三種町社協」という。）の法人後見への取組みについて寄稿いただきました。

#### 「権利擁護センター」が

果たす役割

三種町社会福祉協議会

### 1 きっかけ

#### (1) 制度の狭間の問題

日常生活自立支援事業（以下、「本事業」という。）の利用者は、平成28年12月末現在、21名と町村社協では最も多く、能代山本地区でも能代市に次いで多い利用状況です。これは、合併前の旧町ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、ニーズの掘り起しと事業へのつなぎを組織的に行っている点が、利用実績に結びついているものと考えます。

本事業では、以前から判断能力の低下が著しい利用者の成年後見制度への移行が課題となっていました。もともと親族等による支援

が脆弱な方が多く、成年後見制度の申立てに至らないなど、容易に移行できない状況があります。

#### (2) 社協組織として取組む意義

以前の地域福祉は、児童、高齢者、障がい者等の属性分野別制度以外の部分を担う位置づけでしたが、現在は地域福祉こそが社会福祉のメインストリーム（主軸）と認識され、福祉サービスを必要とする住民の地域自立生活を具体的に支援すると共に、その環境となる地域づくりを同時に進めることが新しい地域福祉と捉えられています。

地域自立生活とは、地域で自分らしく生活したいという願いの実現であり、その根本にある「願い」を「意思」と捉えたとき、意思決

定の保障が地域福祉に欠かせない要件となります。つまり、権利擁護とは地域自立生活の意思決定を支援する活動で、社協が自らの使命である地域福祉を推進する上で欠かすことのできない観点であるといえます。

### 2 権利擁護センター設置の経緯

平成28年10月1日、三種町社協は権利擁護センター（以下、「センター」という。）を開設しました。

センター設置に至る契機は、県社協が平成27年度から実施している「新たな権利擁護体制の構築モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）の指定を受けたことでした。前述のとおり、問題意識は以前からあったものの、モデル事業による支援がなければ新しい社会資源として一つの形を成すまでには至らなかったものと考えています。

モデル事業の推進委員会の構成として、弁護士や司法書士、社会福祉士の専門職が参画し、実施内容としては、それぞれ専門的な視

点からの助言のほか、現地で直接指導を受ける機会が設けられました。

現地指導の際、伊藤洋子（司法書士）副委員長から、「権利擁護の取り組み事例をみると、職員個人ではなく社協組織として取り組むことが大事。また、そのことを対外的に示す（意思表示する）ことも大事です。」と教わりました。前述した社協と権利擁護の関係、あるいは地域福祉の推進と権利擁護の関係を模索する契機は、このときの先生の一言から始まりました。

センター設置の方向性が定まり、具体的に進める段になりましたが、圧倒的な知識不足・経験不足を自覚するに至りました。これを補うため、精力的に自主勉強会や研修を重ねました。具体的には、モデル事業の現地指導（3回開催）及び有志勉強会（2回開催）に加え、既に法人後見を実施している湯沢市社協とセンターを設置している鹿角市社協の視察研修を行っている、取組みの苦労やヒント、共通する課題を確認しました。

### 3 コミュニティソーシャルワーカーと権利擁護を一体的に展開する仕組みづくり

#### (1) 総合相談支援活動と一体となった権利擁護センター

センターの設置は社協として内部的にも外部的にも権利擁護活動を展開しやすくするための方法・手段であり、センターの設置自体がモデル事業の目的化しないように常に留意し、「何のための、誰のためのセンターか？」と自問自答しながら取り組んで来ました。つまり、モデル事業終了後も、社協の本来活動として地域における権利擁護活動に自信を持って取り組めるよう万全な体制を整え、センターを最も効率的・効果的に運営することを目的としました。そのため、既に取り組んでいた総合相談支援活動と一体的に運営することとし、次の4つの機能を備えました。

- ① 権利擁護に関する相談支援機能
- ② 日常生活自立支援事業との連絡調整機能
- ③ 法人後見機能
- ④ 広報・啓発、市民後見人・後見

#### 支援員養成機能

特に今後は、市民後見人あるいは地域住民が法人後見支援員として活動することが期待されています。しかし、一方で後見人等の担い手不足が懸念されており、社協が市民後見人や法人後見支援員等の養成に何らかの形で携わることができれば、担い手不足の解消に微力ながらも貢献することができると考えております。しかも、社協の“独りよがり”ではなく、行政をはじめ、地域の多様な方々との連携・協働のもとで進めることが肝要と考えています。

#### (2) 地域で権利擁護活動を展開できる環境づくり

社協が権利擁護活動を推進するうえでは、対外的に社協が権利擁護活動を行うことの意味表示を行い、地域住民及び多様な関係者に説明責任を果たし、理解と協力を得て行うセンターづくりが重要と考えています。具体的な取り組みとしては、センター設置前の環境づくりとして、一般住民向けの地

域福祉フォーラムの場で権利擁護をテーマに取り上げました。また、福祉専門職向けのセミナーも実施し、研修機会を設けると共に、地域の権利擁護問題について社協との連携について呼びかけました。更に、家庭裁判所との関係性の構築も重要な課題とし、定款や決算書類、登記事項証明、法人後見実施要綱等を持参しながら、センターの事業内容の説明等に出向きました。

このような経緯を経て、社協として地域における権利擁護の問題に総合的に対応するセンターの形が見えてきました。

センター設置の成果は、今後の活動を通して検証していくしかありません。センターを設置したからと言って、自動的に権利擁護活動が展開できるわけではなく、地域住民や関係者との継続的なコミュニケーション（同意、合意）づくりが重要です。独りよがりの活動にならないためにも、常に地域に働きかける福祉教育・環境醸成の活動と権利擁護活動をパッケージで行っていく必要があると考えています。



▲平成28年7月20日、権利擁護センター開設に向け開催した福祉関係者向け成年後見セミナーには、約30人が集まり、現状確認及び課題共有を行った。

#### 4 センター設立から現在まで

(今後の課題も含めて)

#### (1) 職員の継続的な自己研鑽の仕組みづくり

##### 【これまでの実績】

(平成28年12月末現在)

- ・ 親族申立てを支援した事例 (1件)
  - ・ 地域包括支援センターと町長申立てで連携した事例 (1件)
  - ・ 相談、問い合わせ (7件)
- 現在、法人後見受任依頼はない

ものの、今後も様々な相談に対応していくことを想定した場合、権利擁護についての知識習得は「これでよし」ということはなく、常に時代や社会情勢と共に変化する知識や情報を習得し続ける意思と能力が求められます。また、社協職員の自己研鑽を組織的にバックアップしていく体制が必要です。大事なことは、地域において権利擁護を担っていくことの社会的意味を自覚し、多くの関係者と連携協働しながら進めることにあります。連携協働の過程で関わる様々な事例に対し、時に未整備の社会資源を意識したり、新たな地域福祉の課題が見えてくる中で、決して権利擁護の問題を家庭の問題として矮小化せず、より広い地域福祉の文脈や枠組みで捉えていく意識が重要と考えています。

(2) 地域に向けた

わかりやすい広報・啓発活動

「権利擁護」というと、難しいという印象を抱きがちですが、どのような方法でわかりやすく住民や

関係機関に伝えるかが、社協のセレンスが問われています。本会ではわかりやすく伝えるため「漫画」という媒体を採用し、広報紙「社協だより」にこれまでセンターに関わる話題を2回掲載しました。当初、社協広報紙に漫画を掲載することに不安はありましたが、結果は大変好評で、地元の新聞にも取り上げられるなど、今では社協広報の大きな武器となつています。権利擁護の情報は、まだまだ一般には浸透していないと思われ、今後も有効で継続的な広報活動を行い、一般住民の理解の裾野を広げていくための努力が必要です。広報・啓発活動で理解者を増やしていくことは、課題発見の協力者を増やしていく環境醸成のための社会的活動でもあると捉えられます。人が生まれ、生活し、人生を過ごす中で、病気や障がいには誰にでも起こり得るリスクです。「この地域で住み続けたい」という願いの実現は、意思決定を支援することであり、権利擁護と同じ根を持つ問題です。決して限られた特殊な方々の問題ではなく、私たちの誰にでも起こり得る身近な問題であると捉え、今後も、地域

の理解が進むように取り組んでいきたいと思えます。

権利擁護体制を構築するうえでのポイント

秋田県社会福祉協議会

本県における本事業の利用者は、12月末現在、337名で、平成11年10月の制度開始以降増加し続けています。一方、利用待機者

も年々増加しており、ニーズに対応する受け皿の整備が急務となっております。

認知症高齢者等が増加する中で、判断能力が低下しても福祉サービス等を利用しながら住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、身近な地域において相談を受け、本事業から成年後見制度利用までを一元的に支援する「権利擁護・成年後見サポー



▲三種町社協広報誌「社協だより」に掲載した福祉制度開発コラム「みたねのみたさん」。親しみやすい解説が好評。

トセンター」（仮称）の設置や法人後見への積極的な取組みが社協に求められています。

成年後見制度の利用促進を含む権利擁護体制を構築するには、①市町村行政との意思統一、②権利擁護支援業務を担う職員の確保、③福祉のみならず法律や医療など、多職種間の連携、④地域住民への浸透などが重要なポイントといえます。

この度の三種町社協の権利擁護センター設置の取組みは、コミュニケーションソーシャルワークを土台にした地域支援の実践であり、今後の効果が大きいと期待されます。

県社協としても、各社協の取組みを支援するとともに、全県的な波及を目指し、モデル事業を推進していきます。



## 秋田県福祉保健研修センター

### 研修受付方法が変わります

（平成29年度開始）

秋田県福祉保健研修センターでは、平成29年4月からインターネットを活用し、ウェブ上での研修の案内、研修申込を受け付ける「研修受付システム」を稼働します。

このシステムを利用することで、リアルタイムでの申込や受付ができ、申込忘れや行き違いの防止など効率的な業務が可能となります。

社会福祉施設・事業所等の皆

様によるシステム利用には、事前のユーザー登録が必要となることから、お早めに登録願います。なお、システム利用申込から登録完了までの流れは下の図を御覧ください。

#### 研修受付システムへの登録を希望する施設・事業所

- 1 申込書の提出
- 2 研修システム取扱説明書等の受取り
- 3 仮登録作業  
（システムを利用するためのID・パスワード取得）
- 4 ID・パスワードの受取り  
（研修センターで仮登録を確認後に随時送信）
- 5 システムへのアクセス可能
- 6 システムへのアクセス可能
- 7 平成29年4月 システムの本格稼働



●●問い合わせ先●●  
秋田県社会福祉協議会地域・施設振興部  
秋田県福祉保健研修センター  
電話 018-864-2775

# 平成28年台風10号にかかる支援活動報告

～岩手県岩泉町社協へ本県から災害派遣支援～

## 災害の概要

平成28年8月21日に四国の南海上で発生した台風10号は、30日夕方に岩手県大船渡市付近に上陸、東北地方を通過し日本海に抜けるという特異な進路を辿りました。

この台風により、北海道や岩手県で家屋の浸水等甚大な被害が発生しました。

## 台風通過後の本会の動き

秋田県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、北海道・東北ブロック道県政令指定都市社協の幹事県として、31日に北海道社協と岩手県社協に被害状況や支援について電話での情報収集を行いました。

併せて被災地の状況や今後のブロック派遣の必要性を確認するため、本会職員2名を岩手県社協に派遣し、翌日、岩手県社協職員と共に岩泉町の現地調査に入りました。

盛岡と岩泉をつなぐ国道455号をはじめ、他の道路も寸断されており、迂回しながら岩泉町に入ったところ、現地では電気と水道が不通となっていたほか、道路の寸断で町社協職員が事務所や自宅に孤立するなどの事態となっていました。本会と

岩手県社協、町社協で今後の対応を協議、災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援をしていくことを確認しました。また、ブロック派遣については、現段階では行わず、災害ボランティアセンターを設置した久慈市、宮古市、岩泉町への支援は、岩手県内の市町村社協で対応することとし、本会は引き続き電話等で支援の対応状況の確認とブロック社協との情報共有に努めました。

## 支援のためのブロック職員派遣

9月5日・6日に本県で開かれた「北海道・東北ブロック社協・共募事

務局長合同会議」の席上において、支援の長期化の様に伴うブロック職員派遣について岩手県社協から要請があり、北海道・東北ブロック道県・政令指定都市社協「災害時の相互支援に関する協定」に基づき、岩泉町災害ボランティアセンターの運営支援として秋田県、青森県、山形県から職員を派遣することになりました。また、北海道内の支援は道内の市町村社協で対応することとなりました。

岩泉町への派遣は、秋田県は9月16日から23日までを県社協、横手市社協、大仙市社協職員が、9月23日から29日までを県社協、北秋田市社協、仙北市社協職員が担いました。青森県は9月16日から10月11日までを県社協と10市町村社協職員が担当し、山形県は9月29日から10月11日までを県社協と3市町村社協職員が担当しました。

岩泉町の被害は広範囲に及ぶことから、ボランティアの移動等を考慮し、災害ボランティアセンターを本部、小川サテライト、小本サテライトの3ヶ所に設置しました。本県派遣の職員は本部と小川サテライトに分かれ、ボランティアの受付や被災

者のニーズ調査等を行い、地元主体を意識しつつ、運営のサポートに努めました。また、ボランティアバスをはじめ、全国からの活動者が次々に増えてきたことや、センターの運営体制が整ってきたことで、被災者に寄り添った支援活動を進めることができました。



岩泉町災害ボランティアセンターボランティア活動者の受付の様子

## 今の岩泉町

水害から5ヶ月が経ち、3ヶ所のセンターは本部に一体化されたほか、ボランティアの主な活動は当初の泥出しから、清掃や傾聴活動、暖房器具の配布等に移っています。まだ復興の途上がありますが、被災された方々のその人らしい暮らしを取り戻すために、被災者に寄り添った支援の継続が求められています。

# 聴覚障害者の情報拠点運営開始

## 秋田県聴覚障害者支援センターがオープン

センター長 加藤 薫

昨年10月1日に秋田県社会福祉会館5階・6階に秋田県聴覚障害者支援センター（以下、センター）が開所しました。センターは、身体障害者福祉法に位置づけられた聴覚障害者の社会参加を支援するための施設として全国で52番目となります。

聞こえない、聞こえにくい障害者はコミュニケーションや情報獲得に様々な悩みや問題を抱えています。こうした方々を支援する目的で作られた施設ですが、東北では、財政的な事情等もあり設置が遅れていました。それが東日本大震災を契機に聴覚障害者への情報提供のあり方が重要視され、宮城、福島に続き本県も設置の運びとなりました。

センターの事業内容は、聴覚障害者等への相談支援をはじめ情報機器の貸出し、字幕入りDVDの制作・貸出し、災害時の情報拠点としての機能、情報発信等。そして来年度より

手話通訳者や要約筆記者、目と耳に障害を併せ持つ盲ろう者のための通訳・介助者、それぞれの養成・派遣事業などを行います。



知事をお迎えし、テープカットが行われました

10月の開所以来、県内外から聴覚障害者や手話ボランティア等が見学や相談に来所し、また情報機器の貸出しなども利用されています。来所された方々にも待望の施設オープンを喜んでいただき「交流スペースはきれいでいい」「早く字幕入りのDVDを鑑賞してみたい」などの感想が

寄せられています。また、10月から約一か月かけて県内25市町村を訪問しました。センターの業務内容を説明した上で、業務への理解と周知のお願いなどをしてきました。県内には約4千人の身体障害者手帳を持つ聴覚障害者が暮らしています。その8割は65歳以上の高齢者です。また、身体障害者手帳を交付されない軽度の聴覚障害者を含めると相当な数になるだろうと言われています。

災害が起きた場合、その方々がどこに住んでいるのか、どんな要望が出されているのか、センターでは把握できません。そのために日頃から市町村との関係づくりが重要だと思っていました。

昨年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。障害者の社会参加のあらゆる機会に合理的配慮の提供が求められるようになりました。聴覚障害者が社会参加しやすい環境づくりは、聞こえない、聞こえにくい障害への正しい理解や手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の制度を拡充し、情報やコミュニケーションのバリアを取り除ける

ようにしなければなりません。「聞こえない障害は外見からどこに障害があるか分からない」と言われます。聴覚障害者自身が、聞こえないことを周囲に理解してもらう行動も必要です。

センターは、誰もが相談しやすい環境づくりに努めたいと考えています。手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の制度をたくさんの方々にご利用してほしいと思います。字幕入りDVDの制作・貸出しでは利用者のニーズに応じ、また災害時には情報提供や、避難所にコミュニケーション等の支援者の派遣ができるような体制整備に努めたいと考えております。

開所して間もないセンターですが、職員が力を合わせ県民の皆さんが利用して良かったと喜んでいただけるセンターを目指しますので、今後ともよろしくお願いいたします。

秋田県聴覚障害者支援センター  
電話 018-874-8113  
FAX 018-862-1820  
ホームページ <http://akita-chokaku.net>

皆様の善意

◎平成28年10月～12月末日現在◎  
◎一般金銭預託◎

- ・秋田県ヤクルト連合会様 400,000円
- ・タプロス株式会社様 300,000円
- ・秋田県火災共済協同組合様 24,811円
- ・東部ガス株式会社 秋田支社様 181,716円

◎善意銀行金銭預託◎

- ・ポーセラーツこまち様 47,197円
- ・協和石油様 150,000円
- ・手づくり作家6人展様 13,000円
- ・北都銀行職員組合様 35,000円
- ・そごう・西武労働組合 秋田支部様 11,800円



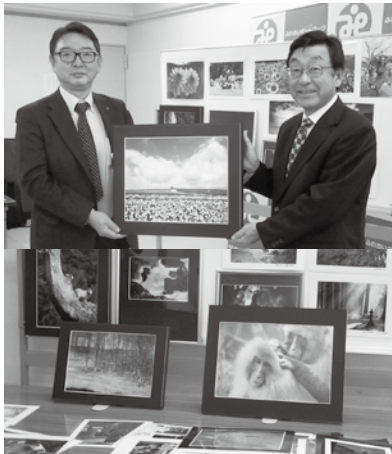
東部ガス株式会社様



秋田県ヤクルト連合会様



協和石油様



秋田県写真協会様



フットボールクラブ様



秋田県遊技業協同組合様



秋田銀行様

◎物品預託◎

- ・秋田銀行様 ミュージカル新リキノスケ走る招待券 150枚
- ↓秋田県内の福祉施設へ
- ・誘惑の牙様
- ・旭川FC様
- ・FCジュベントウージ様 (フットボールクラブ3チーム合同) 遊具一式
- ↓感恩講児童保育院へ
- ・秋田放送様 点字カレンダー100枚
- ↓県内の視覚障害者支援施設 および団体3カ所へ
- ・秋田県遊技業協同組合様 リクライニング式車椅子 6台
- ・スタンダードタイプ車椅子6台
- ↓県内老人・障害者福祉施設 6カ所へ
- ・秋田県写真協会様 写真187枚
- ↓県内の福祉施設へ





**災害遺児愛護基金事業関係**

※災害遺児愛護基金事業では、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったり、重い障害をもった場合に、中学生までの子どもの心身ともにすこやかな成長を願い見舞金や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金等を支給しています。



秋田県労働福祉協議会様

◎災害遺児愛護基金

事業金銭預託◎

- ・秋田県バス協会 様  
181,000円
- ・デイリーヤマザキ  
湯沢関口店 様  
8,042円

◎災害遺児愛護基金給付金◎

- ・秋田県トラック協会 様  
76,500円
- ・秋田県老人クラブ連合会 様  
1,000,000円
- ・合同会社新声 様  
100,000円
- ・秋損害保険ジャパン  
日本興亜株式会社  
秋田支店 様
- ・JSA中核会秋田支部  
AIRオートクラブ  
秋田支部 様
- ・秋田春光懇話会 様  
49,075円
- ・ギャラリリー杉 様  
13,000円
- ・秋田県労働福祉協議会 様  
100,000円
- ・協和石油 様  
23,631円
- ・秋田市交通安全  
母の会連絡協議会 様  
8,640円
- ・見舞金 1件  
100,000円
- ・激励金 36件  
1,080,000円

老人クラブ連合会様からいただいた寄附金を活用しポスターを作成しました。県民の皆様、各企業・各種団体様からのご寄附をお待ちしております。

※秋田銀行、北都銀行の窓口にて専用振込用紙で手数料無料の振込が出来ます。

その涙を  
生きる  
チカラに  
かえる

**秋田県災害遺児愛護基金**

交通・労働・自然災害により、父あいは母が死亡または著しい障害を身に受けた場合に義務教育終了前の子どもの支援を目的として給付金を支給しています。

みなさまからの善意が支えます

支給の対象  
災害遺児となった0才～中学3年生を養育する保護者

災害の種類  
交通災害  
労働災害  
自然災害

給付金の種類  
見舞金  
入学祝金 激励金  
卒業祝金

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
〒990-0822 秋田県秋田市1-8-10 TEL:018-864-2712 FAX:018-864-2702

◎使途・希望について◎

ボランティア団体活動の推進など地域福祉推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先●

秋田県社会福祉協議会総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5  
TEL 018-864-2711



「施設の魅力を伝えるために」  
 (福) 昭和ふくし会  
 特別養護老人ホーム「昭寿苑」  
 広報担当 金子 貴之

昭寿苑は旧昭和町、現在の潟上市にあります。「命慈しむ施設」を基本理念にかかげ、周辺地域の方々や、利用者家族様との繋がりを大切にする心を掛けています。

昭寿苑の歴史は古く、昭和54年4月、秋田県内においては特養として分類されている全139施設の中で約10番目に開設しました。

(参考・介護DB)  
<http://kaigodh.com/jigyousho-1st/05/052019/103/>

平成27年3月には新たにユニット型特養「くおん(久遠)」を開設。「いつまでも充実した時間を過ごせますように」との思いで名付けられ、「第二の我が家として」を理念として掲げています。

平成28年2月には多床室の間仕切り工事が完了し、利用者様のプライバシーの保護や、ご家族様が来苑された時に、周りの目を気にせずゆつくりと面会出来る場所が出来ました。

その他にも当法人内には、「潟上市昭和デイサービスセンター」、「潟上市昭和在宅

介護支援センター」、「支援センターしょうわ」があります。

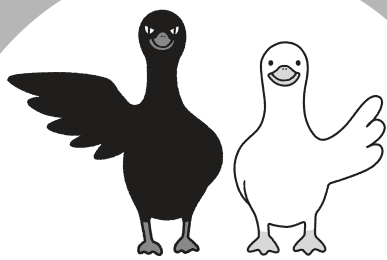
昭寿苑では毎月行事を行っていて、特にご家族様や地域の方々に参加される行事には力を入れています。その一環として、行事にご家族様が来苑される度に利用者様と一緒に写真を撮り、渡すようにしています。利用者様がご家族に会われると、表情がいつも以上に明るくなりますし、その写真がご家族には思い出や記念になると大変喜ばれています。

また、行事などに参加出来なかつた方や、面会制限がある時、昭寿苑がどのような施設か気になる方などにも知って頂けるように、ブログも公開しており、昭寿苑の魅力を少しでも伝えられたらと思っっています。「ブログ見たよ」との声を聞くとなんか励みにもなっています。

職員の福利厚生活動としては、秋田市で行われている「与次郎駅伝」に昨年から参加しています。運動が好きな職員も多く、デイサービスや支援センターも含め、法人全体としての活動になりつつあります。今後、行事等を上手く活用し、利用者家族様、地域、職員共により良い関係を築いて行きたいと考えています。



与次郎駅伝に参加した職員



がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに

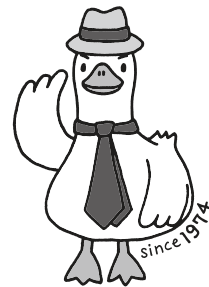
ちゃんと応える  
医療保険

EVER

■通院ありプラン

入院前後の通院も保障!

●契約年齢●  
0歳~  
満85歳  
まで



心配な  
「がん」の  
備えに

新 生きるための  
がん保険 Days

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。



アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

秋田支社

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3F

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2015-0017-1605005 4月9日

平成29年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 地域福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

能代市で唯一の就労継続支援A型事業所を運営する「障がい者総合支援センターりぼん」で作られているパンをご紹介します。

「閉じこもらないで、外に出ていく事業所でありたい」と総務課長の今野孝嶺さん。その言葉のとおり、能代市の「天空の不夜城」や、秋田市で行われた「心いきいき芸術・文化祭」などのお祭りやイベントで出



にも卸しています。事業は職業指導員にパン作りの経験があったことがきっかけでスタート。事業所付属店舗での販売にとどまらず、移動販売も実施、産直市場

「りぼん」の食品事業部門では、事業所内でパンの製造・販売を行っています。他にも農業事業・施設内外の受託事業など、様々な事業を行います。今回はパン製造作業の現場を取材しました。

障がい者総合支援センター「りぼん」は、平成28年2月に社会福祉法人ドリームホームホープなかよし（畠山悦子理事長）が開所しました。就労継続支援A型事業（定員10名）、B型事業（定員10名）、生活介護支援事業（定員20名）を運営しています。

その後も、ベーコンチーズパン、メロンパンと、様々な種類のパンの



店。特にイベントの多かった秋は忙しく過ごされたそうです。取材にお伺いした時は、あんぱんを作っているところでした。職業指導員に見守られながら、餡のグラムを測り、パン生地包み、黒ゴマをつける——各作業を分担して行い、利用者同士でフォローし合いながら、一つひとつのパンが丁寧に仕上げられています。

製造が続きます。もちろん、使う材料も道具も、工程も異なります。どの作業が一番難しいか、利用者の方にお話を伺うと「いもあんぱんの、餡を包むのが難しい」とのこと。また、おすすめ商品は「ふわふわの白いパンの間にクリームが挟まれている、本当においしい」というミルクコッペだそうです。

現在、能代市内でA型事業所を運営しているのは「りぼん」一か所。「雇用契約を結んで働きたい」という利用者のニーズは高く、問い合わせも多いと言います。能代市における先駆的存在として、「りぼん」の取組みに地域からの期待が寄せられています。

## 製品に関するお問い合わせ

障がい者総合支援センター「りぼん」



能代市浅内字押出 162 番 1

TEL

FAX

0185-55-1100 0185-74-6447

HP

<http://dreamhope-nakayoshi.jp/>